

平成十九年十二月二十一日受領  
答弁第三二二六号

内閣衆質一六八第三二六号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する第三回質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する第三回質問に対する答  
弁書

一について

「公約」の定義については、例えば、「公衆に対して或る事（政策など）を約束すること。また、その約束。（出典 広辞苑）」とされていると承知している。

二について

お尋ねについては、公約の実現に努める責任があるものと考えている。

三及び四について

政府としては、年金記録問題への対応について、本年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」

（以下「政府・与党取りまとめ」という。）等を社会保険庁のホームページに掲載すること等の措置を講じてきたところである。御指摘の舛添厚生労働大臣及び町村内閣官房長官の発言は、第二十一回参議院議員通常選挙における遊説等において、年金記録問題を平成二十年三月までに解決するとの印象を与えるよ

うな内容のものがあつたとの認識に基づくものである。

五について

御指摘の発言については、第二十一回参議院議員通常選挙における遊説等において、政府・与党取りま  
とめの内容をできるだけわかりやすく説明した旨を述べたものであり、これが御指摘のような誤解を与え  
たとすれば、遺憾である。